

別表第3

(平13 厚労告158・平16 厚労告393・平17 厚労告465・平18 厚労告371・一部改正)

1 すべての化粧品に配合の制限がある成分

成分名	100g 中の最大配合量(g)
安息香酸	0.2
安息香酸塩類	合計量として1.0
塩酸アルキルジアミノエチルグリシン	0.20
感光素	合計量として0.0020
クロルクレゾール	0.50
クロロブタノール	0.10
サリチル酸	0.20
サリチル酸塩類	合計量として1.0
ソルビン酸及びその塩類	合計量として0.50
デヒドロ酢酸及びその塩類	合計量として0.50
トリクロロヒドロキシジフェニルエーテル(別名トリクロサン)	0.10
パラオキシ安息香酸エステル及びそのナトリウム塩	合計量として1.0
フェノキシエタノール	1.0
フェノール	0.10
ラウリルジアミノエチルグリシンナトリウム	0.030
レゾルシン	0.10

2 化粧品の種類により配合の制限がある成分(注1)

成分名	100g 中の最大配合量(g)		
	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることがある化粧品
亜鉛・アンモニア・銀複合置換型ゼオライト(注4)	1.0	1.0	
安息香酸パントテニルエチルエーテル	○	0.30	0.30
イソプロピルメチルフェノール	○	0.10	0.10
塩化セチルピリジニウム	5.0	1.0	0.010
塩化ベンザルコニウム	○	0.050	0.050
塩化ベンゼトニウム	0.50	0.20	
塩酸クロルヘキシジン	0.10	0.10	0.0010

オルトフェニルフェノール	○	0.30	0.30
オルトフェニルフェノールナトリウム	0.15	0.15	
銀—銅ゼオライト(注5)	0.5	0.5	
グルコン酸クロルヘキシジン	○	0.050	0.050
クレゾール	0.010	0.010	
クロラミンT	0.30	0.10	
クロルキシレノール	0.30	0.20	0.20
クロルフェネシン	0.30	0.30	
クロルヘキシジン	0.10	0.050	0.050
1, 3—ジメチロール—5, 5—ジメチルヒダントイン	0.30		
臭化アルキルイソキノリニウム	○	0.050	0.050
チアントール	0.80	0.80	
チモール	0.050	0.050	○(注2)
トリクロロカルバニリド	○	0.30	0.30
パラクロルフェノール	0.25	0.25	
ハロカルバン	○	0.30	0.30
ヒノキチオール	○	0.10	0.050
ピリチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010
ピロクトンオラミン	0.05	0.05	
ブチルカルバミン酸ヨウ化プロピニル(注6)	0.02	0.02	0.02
ポリアミノプロピルビグアナイド	0.1	0.1	0.1
メチルイソチアゾリノン	0.01	0.01	
メチルクロロイソチアゾリノン・メチルイソチアゾリノン液(注3)	0.10		
N, N''—メチレンビス[N'—(3—ヒドロキシメチル—2, 5—ジオキソ—4—イミダゾリジニル)ウレア]	0.30		
ヨウ化パラジメチルアミノステリルヘプチルメチルチアゾリウム	0.0015	0.0015	

(注1) 空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。

(注2) 粘膜に使用される化粧品であって、口腔に使用されるものに限り、配合することができる。

(注3) 5—クロロ—2—メチル—4—イソチアゾリノン—3—オン1.0～1.3%及び2—メチル—4—イソチアゾリノン—3—オン0.30～0.42%を含む水溶液をいう。

(注4) 強熱した場合において、銀として0.2%～4.0%及び亜鉛として5.0%～15.0%を含有するものをいう。

(注5) 強熱した場合において、銀として2.7%～3.7%及び銅として4.9%～6.3%を含有するものをいう。

(注6) エアゾール剤へ配合してはならない。